

山口県パートナーシップ宣誓制度

令和6年9月からスタート

—— 8月19日(月)から予約受付開始 ——

「お互いを人生のパートナーとして相互に協力し合うことを約束した関係」であることを宣誓し、県が「受領カード」等を交付

第 号
山口県パートナーシップ宣誓書受領カード

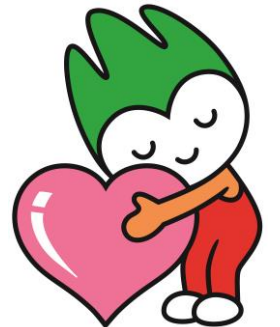
山口県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

____ 様 ____ 様
(年 月 日生) (年 月 日生)

 年 月 日
山口県知事 公印

■ 宣誓手続きの流れ

- ・宣誓日時の事前予約
- ・宣誓書等の提出
- ・受領カード等の交付(県庁、各県民局)



■ お問い合わせ先

山口県男女共同参画課

山口県パートナーシップ宣誓制度

制度概要

■ 宣誓することができる方

- ・一方または双方が性的マイノリティのカップル
- ・成年に達していること
- ・一方または双方が県内に住所を有すること又は転入を予定していること
- ・配偶者がなく、宣誓者以外の者とパートナーシップを形成していないこと
- ・宣誓に係るパートナーと近親者でないこと

■ 利用できるサービス（予定）

- ・公営住宅への入居をはじめとする県・市町の行政サービス
- ・病院での家族としての面会等
- ・生命保険の受取人指定、各種「家族割引」の適用などの民間サービス

